

光地区消防組合火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

光地区消防組合

管理者 芳岡 統

光地区消防組合規則第3号

光地区消防組合火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則

光地区消防組合火災予防条例等施行規則（昭和59年光地区消防組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、電子情報処理組織（光地区消防組合管理者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出をする者の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用する方法により行う届出については、適用しない。

第11条の見出しを「（消防訓練）」に改め、同条第1項を次のように改める。

省令第3条第11項（省令第51条の8第4項において準用する場合を含む。）に規定する通報は、別記第8号様式又は電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

第11条第2項中「前項の消防訓練」を「消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練」に改め、「実施したときは」の次に「、必要に応じ」を加え、ただし書きを削る。

第18条中「別記第14号の2様式」の次に「又は電子情報処理組織を使用する方法」を加える。

第19条本文中「様式」の次に「又は電子情報処理組織を使用する方法（条

例第44条第1号から第13号までに規定する届出に限る。) 」を加える。

第20条に次のただし書を加える。

ただし、条例第45条第1号に規定する届出は、口頭により行うことができる。

第20条第1号中「。ただし、口頭又は電話をもって届出をすることができる。」を削る。

第25条中「JIS A4201-2003 (建築物等の雷保護)」を「日本産業規格Z9290 (雷保護) -3-2019」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に設置され、又は令和8年3月31日までにその工事に着手する建築物の避雷設備のうち、改正後の光地区消防組合火災予防条例等施行規則第25条の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。